

## 【在籍報告(4月)の入力について】

日本学生支援機構の給付奨学生は、毎年4月に『在籍報告』を行う必要があります。

については、『在籍報告(兼通学形態変更届)』1ページ目の「はじめに」・「手続きの流れ」及び下記の注意事項を確認のうえ、期限までにスカラネット・パーソナル(以下スカラPS)より入力してください。

併せて、自宅通学から自宅外通学に変更、または国籍、在留資格、在留期間等に変更がある場合のみ、期限までに証明書類を学生課奨学係へ提出してください

なお、期限までに在籍報告の入力がされていない場合や、「証明書類」が未提出の場合(該当者のみ)は、5月の給付奨学金の振込が止まりますのでご注意ください。

記

### I. 「在籍報告」入力【給付奨学生(新制度)は全員必要】

#### 1. 入力期間

2026年4月14日(火)～4月19日(日)25時 ※土日も入力可

#### 2. 入力方法

##### スカラPSによる入力

※登録済みのIDパスワードでスカラPSにログインしてください。

※入力する前に、藝大HPに掲載している『在籍報告(兼通学形態変更届)』入力準備用紙を印刷し、記入してから入力をしてください。

#### 3. 入力上の注意

※1つの画面で30分以上経過した場合はタイムアウトとなり、最初から入力することになりますのでご注意ください。

※B-『誓約欄』以降、「受付番号」が表示されるまで入力してください。

※E-『あなたの国籍情報』国籍、在留資格等に変更がある場合、後述の「証明書類」の提出が必要です。

※G-『あなたの住所情報』登録されているあなたの現住所等が表示されます。

※H-『扶養情報』は2025年12月31日時点の生計維持者①②の扶養家族全員入力してください。

※2026年1月以降に生まれた子どもがいる場合は、奨学係へ必ずご連絡ください。

※J-『通学形態の確認』自宅通学から自宅外通学への通学形態の変更はできません。変更したい場合は、証明書類とともに「自宅外通学申請届」を提出してください。

※自宅外通学者として認められるためには、家賃発生や「自宅外適用要件」への該当が求められます。

※入力後に表示される「受付番号」を6頁の「在籍報告提出完了時の受付番号」に必ず記入してください。

## II. 「令和8年度授業料免除・徴収猶予申請書」の提出【全員提出】

### 1. 提出書類

[《こちら》](#)からダウンロードしてください。

### 2. 提出期限

**2026年4月24日(金) (必着)**

### 3. 提出方法

学生課奨学係宛てに郵送または直接窓口（国際交流棟3F）へ提出してください。

#### 【郵送先】

〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8

東京藝術大学 学生課奨学係 宛

※封筒に朱書きで「**授業料免除申請書在中**」と記載してください。

※令和8年4月から令和9年3月まで一年間休学する方は、本申請書の提出は不要です。

## III. 「証明書類」提出【該当者のみ提出】

### 1. 提出期限

**2026年4月24日(金) (必着)**

### 2. 提出方法

上記「II. の3」授業料免除申請書と一緒に郵送にて提出してください。

※証明書類のみ提出する方は、封筒に朱書きで「在籍報告証明書類在中」と記載してください。

※学生課奨学係窓口（国際交流棟3F）でも受け付けいたします。

### 3. 提出上の注意

※提出が必要な方は次の2通りです。郵送前に改めてよく確認してください。

- i) E-『あなたの国籍情報』の『**国籍、在留資格等に変更はありますか。**』で『**はい**』を選択した方。

→在留カード等のコピーと別紙「給付奨学金『在留資格証明書類』提出書」を提出してください。

- ii) 通学形態が**自宅通学から自宅外通学に変更となる方。**

→賃貸借契約書や入寮許可証等のコピーと別紙「自宅外通学申請届」を提出してください。

※通学形態が「自宅外通学」と登録されていて変更のない方や、『通学形態を変更しました（自宅外通学から自宅通学）』を選択した方は、証明書類の提出は不要です。

## IV. 本件問合せ先

東京藝術大学 学生課奨学係

Tel. 050-5525-2070（日本学生支援機構奨学金・在籍報告担当）

Fax. 03-5685-8714

E-Mail: syogaku@ml.geidai.ac.jp

## 日本学生支援機構 給付奨学金の適格認定（学業）について

給付奨学金は、毎年3月に、学業における適格認定を実施し、翌年度に奨学金を継続できるか否かの判定をします。

### <<適格認定の学業成績の基準>>

	次のいずれかに該当する場合
<b>【廃止】</b> ※1、※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合</li> <li>・ 今年度末までの累計修得単位数が標準単位数（※3）の<b>6割以下</b>の場合</li> <li>・ 出席率が<b>6割以下</b>など学習意欲が著しく低いと学校が判断した場合</li> <li>・ <b>連続して「警告」</b>に該当した場合（※4に該当する場合を除く）</li> </ul>
<b>【停止】</b> ※4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連続して2回警告を受けた場合、2度目の「警告」が、GPA 下位4分の1以下の理由のみによる場合には「<b>停止</b>」とし、「停止」後最初の適格認定（学業）において「警告」または「廃止」に該当しない場合、次の学年から再度支援を受けることが可能（3年次未満の学生のみ対象）。</li> </ul>
<b>【警告】</b> ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今年度末までの累計修得単位数が標準単位数（※3）の<b>7割以下</b>の場合</li> <li>・ 今年度のGPAが下位<b>1/4以下</b>の場合</li> <li>・ 出席率が<b>8割以下</b>など学習意欲が著しく低いと学校が判断した場合</li> </ul>
<b>【継続】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「廃止」「警告」以外の者</li> </ul>

※1 「廃止」「警告」に当てはまる場合であっても、「病気・傷病・災害等の特別な事由」がある場合は、特例措置により「廃止」「警告」に該当しない場合もあります。

※2 「廃止」になると、奨学生としての身分を喪失し、翌年4月以降は給付奨学金が振り込まれません。在学中、再度給付奨学金の支援を受けることはできません。学業成績が著しく不良で、やむを得ない事由がない場合は、併せて支給済みの給付奨学金の返還が必要となります。

※3 標準単位数は、年度末までに修得しなければならない単位数で、以下のとおりです。

（以下に教職課程・学芸員課程等は含まれません）

	標準単位数	警告（7割以下）	廃止（6割以下）
1年次	31単位	21単位	18単位
2年次	62単位	43単位	37単位
3年次	93単位	65単位	55単位
4年次	124単位	86単位	74単位

上記単位数しか修得していない場合警告・廃止該当となります